

鈴鹿市監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和3年3月1日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 飯 田 時 生

鈴鹿市監査委員 船 間 涼 子

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

- (1) 子ども政策部子ども育成課
- (2) 環境部清掃センター
- (3) 総務部管財課
- (4) 教育委員会事務局教育支援課
- (5) 総務部市民税課
- (6) 産業振興部産業政策課

2 措置の内容

- (1) 子ども政策部子ども育成課
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 令和3年1月6日
 - ウ 措置通知年月日 令和3年1月12日
 - エ 指摘事項

神戸保育所駐車場整備に係る既設構造物撤去、整地、路盤、舗装及び付帯の5つの工事は、いずれも随意契約によるものであるが、総額120万円余りであり、受注業者も同一であることから分割する必要性が認められない。

また、鈴鹿市における随意契約の取扱い（ガイドライン）にも示されて

いるように、緊急随契は本来災害対応を想定したものであり、地権者との交渉が長引いたことを理由とする適用は不適切である。今後は改められたい。

オ 措置結果

今後、随意契約によるものについて、鈴鹿市における随意契約の取扱い（ガイドライン）を再度確認し、説明責任が果たせるようにします。

(2) 環境部清掃センター

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年1月15日

エ 指摘事項

清掃センター対策委員会パトロール等委託は、契約書及び仕様書に示された内容の結果確認が十分に行われているとは言えない。委託期間が長期化するにつれて、事業化当初の目的や妥当性を定期的に検証し直すことも必要である。事業費補助の観点から改善されたい。

オ 措置結果

業務報告書の作成方法と状況写真の撮影方法の見直しを行い、契約書に示す業務内容の実施結果が業務報告書で確認できるように改めます。また、本事業の施行起案において、事業の目的を明確にして意思決定を行うとともに、業務完了時に事業の効果や妥当性を検証します。

(3) 総務部管財課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年1月25日

エ 指摘事項

土地取得事業特別会計の伊船工業団地造成事業用地の代替地については、同団地造成に係る用地取得完了後も長期間保有したままの状況である。事業の主管課と現在の物件の所管課が異なることから、土地の利用や処分についての主体的な検討がなされていないようである。早期に対応されたい。

(産業政策課と共通)

オ 措置結果

伊船工業団地造成事業用地の代替地については、取得依頼課である産業政策課にて必要性が無いとの判断に至った為、管財課に引き継がれた。

一般競争入札による売却処分等を見据え、庁内に利用確認を実施したところ、文化財の包蔵地エリア『八割山遺跡』区域内であることが判明しました。文化財課に処分可否の確認を行いました結果、文化財課への所管換えをすることで協議が整いました。

なお、文化財の確認が完了した際には、再度利用確認を行い、一般競争入札等による売却処分を図る予定となります。

(4) 教育委員会事務局教育支援課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年1月20日

エ 指摘事項

鈴鹿市PTA連合会活動補助金については、申請時点での補助対象予算額と整合しない。補助金の見直しを行っているとのことであるが、今後は適正な処理に改められたい。

オ 措置結果

団体運営費補助から事業費補助に移行し、補助対象予算を、鈴鹿市PTA連合会活動予算の内「子どもの健全育成事業と安全安心推進事業」に係る予算額とし、補助率を予算額の2分の1以下としました。

(5) 総務部市民税課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年1月28日

エ 指摘事項

鈴鹿市軽自動車税課税保留に関する事務取扱要領に基づく課税保留の後、課税取消しを行うについては、保留手続完了通知に付記することで施行しているケースが見受けられる。取消しは処分であることから不服申立ての教示も含め別途行うよう改められたい。

オ 措置結果

課税保留について仰裁した後、課税取消しに関する起案を別途行うよう事務の見直しを行いました。

また、該当者に決定通知書を送付するよう改めました。なお、当該処分は行政処分を取り消したもので、行政不服審査法の対象となる処分には該当しないことを確認しております。

(6) 産業振興部産業政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年2月3日

エ 指摘事項

土地取得事業特別会計の伊船工業団地造成事業用地の代替地については、同団地造成に係る用地取得完了後も長期間保有したままの状況である。事業の主管課と現在の物件の所管課が異なることから、土地の利用や処分についての主体的な検討がなされていないようである。早期に対応されたい。

(管財課と共通)

オ 措置結果

伊船工業団地造成事業用地の代替地及び鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業における工業団地造成の代替地として、必要となる可能性を考慮しておりましたが、その必要性も無くなったとの判断に至った為、管財課との協議の結果、管財課へ引き継ぐこととなりました。管財課にて土地利用及び処分の検討・対応を行う予定となります。

鈴鹿市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和3年5月28日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 飯 田 時 生

鈴鹿市監査委員 桐 生 常 朗

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

- (1) 選挙管理委員会事務局
- (2) 産業振興部農林水産課
- (3) 総務部資産税課
- (4) 総務部資産税課
- (5) 子ども政策部子ども政策課
- (6) 子ども政策部子ども政策課

2 措置の内容

- (1) 選挙管理委員会事務局
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 令和3年1月6日
 - ウ 措置通知年月日 令和3年2月22日
 - エ 指摘事項

参議院議員選挙期日前投票所設営等業務委託契約については、業務完了報告書が提出されておらず、業務完了認定書も交付していないので、今後は改められたい。

オ 措置結果

業務委託契約を締結し業務を行う際は、鈴鹿市契約規則に基づき、業務完了報告書を受託者が提出することとし、業務完了報告書を審査し、適当と認められる場合は業務完了認定書を交付します。

(2) 産業振興部農林水産課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年3月15日

エ 指摘事項

農村環境改善センターの所管する使用料収入にかかる調定票について、決裁印のないものが多数あった。同センターについては、指定管理者制度での運用となっていたことも原因の一つと考えられる。今後は鈴鹿市会計規則に基づき適正な処理をされたい。

オ 措置結果

押印漏れの調定票については、決裁処理を行いました。今後、農村環境改善センターの使用料収入にかかる調定について、速やかに適正な事務処理を行います。

(3) 総務部資産税課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年3月16日

エ 指摘事項

固定資産税等減免申請にかかる市税に関する文書の様式を定める規程第51号様式は、鈴鹿市税条例第72条の求める要件が搭載されていないので、様式の内容を精査し改善されたい。

オ 措置結果

鈴鹿市税条例の改正を行う予定です。

(4) 総務部資産税課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年3月16日

エ 指摘事項

非課税決定については、地方税法等で規定されているところに従い、その意思決定に当たって適用する規定を明記するよう改められたい。

オ 措置結果

現在は明記するようにはしておりますが、今後も決裁文書には根拠となる規定を明記するよういたします。

(5) 子ども政策部子ども政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年3月31日

エ 指摘事項

西条保育所の厨房機器発注については、契約相手を決定する前に、鈴鹿市契約規則第27条第1項第3号を適用して契約保証金を免除していることは、不適切である。今後の取扱いを改められたい。

オ 措置結果

鈴鹿市契約規則の規定に則り、今後は契約者を決定後、契約保証金の免除の要件を満たしている場合について、免除するよう改めます。

(6) 子ども政策部子ども政策課

ア 監査区分 定期監査

イ 監査結果提出日 令和3年1月6日

ウ 措置通知年月日 令和3年3月31日

エ 指摘事項

放課後児童対策事業補助金について、正確な収支決算書の添付がされていない団体等が見受けられたので、今後は改められたい。

オ 措置結果

正確な収支決算書であるか、再度確認いたしました。

また、今後は、鈴鹿市放課後児童健全育成事業補助金交付要領を改正し、全ての放課後児童クラブから統一した様式での提出を求めます。

鈴鹿市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和3年8月17日

鈴鹿市監査委員 長 野 克 之

鈴鹿市監査委員 飯 田 時 生

鈴鹿市監査委員 桐 生 常 朗

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 監査結果の措置

- (1) 文化スポーツ部文化振興課（公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団）
- (2) 総務部人事課（鈴鹿市職員共済組合）
- (3) 産業振興部産業政策課（公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター）
- (4) 危機管理部交通防犯課（蔦井株式会社 白子駅東自転車駐車場，白子駅東第2自転車駐車場，白子駅西自転車駐車場）
- (5) 産業振興部地域資源活用課（伊勢形紙協同組合 伝統産業会館）
- (6) 産業振興部地域資源活用課（伊勢形紙協同組合 伝統産業会館）
- (7) 産業振興部地域資源活用課（伊勢形紙協同組合 伝統産業会館）

2 措置の内容

- (1) 文化スポーツ部文化振興課（公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団）
 - ア 監査区分 財政援助団体等監査
 - イ 監査結果提出日 令和3年3月29日
 - ウ 措置通知年月日 令和3年6月17日
 - エ 指摘事項

鈴鹿市補助金等交付規則の交付基準においては、交際費を対象としていない。当該補助金収入で賄われている法人会計からの生花代の支出は不適切で

あるから今後は改められたい。

オ 措置結果

生花代の支出については、公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団は慶弔に関する内規を規定しており、内規4項に「鈴鹿市文化振興事業団の事業に10年以上、尽力をいただいた功労者が死去した場合、理事長の判断により財団名にて供花を送る。」と記載があることを確認しました。

しかしながら、交際費としての補助金での支出は認められていないため、今後内規に基づき支出する場合は、補助金以外の事業収入等から支出するよう指導しました。

(2) 総務部人事課（鈴鹿市職員共済組合）

ア 監査区分 財政援助団体等監査

イ 監査結果提出日 令和3年3月29日

ウ 措置通知年月日 令和3年5月28日

エ 指摘事項

補助対象事業である健康管理助成の事務において、過払いが見受けられる。随時、確認を行い、適正な事務の執行に努められたい。

オ 措置結果

鈴鹿市職員共済組合（以下、市共済という。）に対し、健康管理助成の事務における過払いについて適正な処理を行うように指導しました。

また、今後の適正な事務執行を保持するための改善策を市共済とともに検討し、金額等のチェックについてもさらに慎重に行うように指導しました。

受診者が提出する健康管理助成金「支出命令書」（請求書）については、過年度分の助成申請の場合は、人事課受理時に過年度分であることがわかるよう赤字で年度を請求書右上に記入します。

作業の正確性を向上させるように、市共済担当者が対象年度を確認し請求書チェック作業をし、別の担当者が再度内容確認します。

また、請求者の記入誤りを防止するため、記入例の一部を修正し、分かりやすく請求書を記入できるようにしました。

(3) 産業振興部産業政策課（公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター）

ア 監査区分 財政援助団体等監査

イ 監査結果提出日 令和3年3月29日

ウ 措置通知年月日 令和3年6月16日

エ 指摘事項

公益目的保有財産再取得積立金についての取扱いに関する規程が定められていないので、積立額の考え方、期限及び使途等について所要の規程整備をされたい。

オ 措置結果

令和3年6月15日、「減価償却引当資産の繰り入れ方法に関する内規」を定め、減価償却資産の定義及び繰り入れの方法について規定しました。

(4) 危機管理部交通防犯課（蔦井株式会社 白子駅東自転車駐車場、白子駅東第2自転車駐車場、白子駅西自転車駐車場）

ア 監査区分 財政援助団体等監査

イ 監査結果提出日 令和3年3月29日

ウ 措置通知年月日 令和3年6月14日

エ 指摘事項

協定書第7条に定める経理規程の作成及び会計帳簿の分離がなされていないので、早急に改善されたい。

オ 措置結果

ご指摘後、速やかに、当該会計帳簿書類及び経理規程を作成し、管理・運営を行っております。

(5) 産業振興部地域資源活用課（伊勢形紙協同組合 伝統産業会館）

ア 監査区分 財政援助団体等監査

イ 監査結果提出日 令和3年3月29日

ウ 措置通知年月日 令和3年5月24日

エ 指摘事項

施設使用料の収納事務において、全日使用に対し時間帯別の区分料金が適用されたという誤りが複数回あったので、今後は改められたい。

オ 措置結果

再発防止のため、収納事務を行う際は、指定管理職員同士でダブルチェックを行うよう指導しました。

(6) 産業振興部地域資源活用課（伊勢形紙協同組合 伝統産業会館）

ア 監査区分 財政援助団体等監査

イ 監査結果提出日 令和3年3月29日

ウ 措置通知年月日 令和3年5月24日

エ 指摘事項

運営法人に要する経費と指定管理業務に係る経費の配分に不明な点が多いので、改善されたい。

オ 措置結果

令和2年度から、指定管理業務とは別に行う運営法人に関する業務については、組合から手当を支給し、経費配分の明確化を図っています。

(7) 産業振興部地域資源活用課（伊勢形紙協同組合 伝統産業会館）

ア 監査区分 財政援助団体等監査

イ 監査結果提出日 令和3年3月29日

ウ 措置通知年月日 令和3年5月24日

エ 指摘事項

協定書第7条に定める経理規程の作成及び会計帳簿の分離がなされていないので、早急に改善されたい。

オ 措置結果

令和3年度会計から経理規定の作成及び会計帳簿の分離措置を取るよう指導を行いました。